平成２４年（フ）第７４号
埼玉県新座市西堀２丁目１番24号
債務者　相川　聡一
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井本　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９号
群馬県前橋市文京町１丁目41番19―105号　栄徳マンション
債務者　髙橋　和仁
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小暮　俊子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２１号
山形県北村山郡大石田町緑町14番地４
債務者　小林　義任
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸橋　哲郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２号
山形県北村山郡大石田町緑町14番地４
債務者　小林工務店こと　小林　　毅
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸橋　哲郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
山形地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１５３４号
札幌市豊平区福住２条３丁目７番３号
債務者　平佐　良和
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９４３号
札幌市豊平区平岸２条15丁目５番20―303号
債務者　竹内　正彦
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９４４号
札幌市豊平区平岸２条15丁目５番20―303号
債務者　竹内　　薫
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９８５号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番34―204号
債務者　森　　純一
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２２５号
札幌市豊平区福住１条６丁目11番13―303号
債務者　田附　友彦
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５５７号
札幌市東区北丘珠４条１丁目２番２号　ライブヒルズジェームスⅡ101号
債務者　和根崎勇子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５６９号
北海道江別市緑ケ丘59番地の７　エクセレント橘２―202
債務者　内記　邦夫
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５８９号
札幌市東区北44条東10丁目３番７号　第２はまなすマンション15号
債務者　郡　　喜一
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２号
札幌市白石区東札幌５条６丁目３番16―202号
債務者　石川　育美
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９号
札幌市北区北28条西４丁目２番20号　パレロワイヤル７号
債務者　加藤　靖雄
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５２号
北海道恵庭市緑町２丁目４番２―102号
債務者　蓮沼　七郎
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７号
札幌市東区北18条東９丁目１番28号
債務者　山本真知子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７８号
札幌市南区澄川４条３丁目４番11号　ホウルスカイ101号
債務者　田島　洋子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部